



# あけましておめでとう...? 2024年から企業にかかる大きな負担

新年を迎え、明るい気持ちで走り出したいが、今年は大きく変わるこゝとがいくつかある。今回はそのなかでも問題視されている2つを取り上げる。1つは24年問題としてよく話題になってきている働き方改革だ。これは4月より適用され、主に運送業や建設業、医療機関に影響を与えると考えられている。時間外労働や拘束時間、上限が設けられ、労働者側は人手不足に陥るなど課題が多い。2つ目は10月より適用される社会保険料の適用対象者の拡大だ。概要としては、被保険者数が引人以上の企業が勤める、週の所定内賃金が8.8万円以上の2ヶ月を超える雇用の見込みがある学生以外のパート・アルバイトが対象だ。例えば被保険者数

## 2024年から変わること

2024年中	1月	2月	3月
・手形の支払いサイト60日以内へ	・固定電話の通話料金、全国全時間帯一律	・テールゲートリフター検査の特別教育	・週間電子データ送信が義務化
4月	7月	10月	12月
・物流業・建設業・医師の時間外労働規制	・新紙幣を発行(1万円、5千円、1千円札を改刷)	・社会保険の適用範囲拡大	・アナログ簡易無線機、一部使用不可

が引人以上に在籍する対象企業で月給10万円のパートが10人いるとすると、年間で事業主の社会保険料の負担額は一ワ千万円も増加することになる。企業への負担はもちろんだが、従業員も社会保険料の支払いは発生するため、説明する時間を設ける必要がある。社会保険料を支払うデメリットだけでなく、将来受けられる年金が増えるなどのメリットも正しく伝え、離職を防がなければならぬ。以上の2つの変化を踏まえ、今

## 価格交渉拒否は独禁法違反!?

原材料費やエネルギー、労務費といったコスト上昇の部分を製品やサービスの価格に上乗せする価格転嫁を進めている企業は多いが、まだ取引先企業などからの理解を得ることが難しく価格転嫁に踏み込めないという声も多く上がっている。コスト上昇分の価格転嫁内滑りの取り組みに関する特別調査の結果、コスト別の転嫁率をみると、原材料価格(80%)やエネルギーコスト(50%)と比べ、労

務費(30%)は低く、労務費の転嫁は進んでいない、という結果であった。公正取引委員会には、取引先との交渉に際し、独占禁止法の違反行為に当たるといふ方針を示した。中小企業が賃上げの原資を確保するには人件費の上昇など、製品価格に転嫁する必要がある。同様の悩みを抱える経営者様が多くいらっしゃると思います。弊社では、価格交渉に関する課題解決に向けた取

あけましておめでとう  
ごおめでとうございます

都内メガバンク! 貸出金利引き上げに挑む

以前まで金利を下げても契約を取り付けにくくしている印象があった。たメがバンクだが、昨今では貸出金利の引き上げ交渉に挑む姿が見られる。現在起こっている「引き上げ競争」の口火を切ることとなる。かつてはSBI新生銀行だ。SBI新生銀行は実際に、22年6月に定期預金金利をそれまでの10倍とし、23年9月末の預金残高を引き上げ前より6割も

とが見込まれる。今後より一層の金利引き締めが見込まれるため、1つでも多く資金調達の方法を確保することが肝となる。Piemmeでは様々な資金調達法のご提案も行っています。お気軽にご相談ください。

info@p-m-g-fukuoka.jp  
ご意見・ご相談  
お待ちしております!  
お気軽にご連絡ください😊

最近増えてます! 悪徳業者に **ご注意!**

弊社なら好条件でご融資できますよ

2重契約OKです!

情報を安易に伝えない

書類などを渡さない

【大丈夫】は危険な言葉

FAX危険

リ組みも実施しております。弊社をはじめ、お近くの専門家へのご相談を推奨します。

←ブログに詳しく記載しています!! ぜひご覧ください!

**DANGER ZONE**